



cutting through complexity

2015年度版 インド投資ガイド

KPMGインド



はじめに

この冊子ではインドへの投資を考えられている方のために、インドの国の概況と同国への投資の可能性について概要を説明します。また、投資の奨励制度、業務規制、税制などについても基本的な情報を提供します。各事項に関する詳細や例外的な取り扱いなどについては言及しておりません。また、本冊子の発行後に規制などが変更されることもありえます。特に断り書きのない限り、本冊子に記載されている内容は、**2015年8月**の時点で入手可能な情報に基づいたものです。実際にインドでの事業を始められる場合は、あらかじめ専門家のアドバイスを受けるようにお勧めします。

KPMGは、監査、税務、アドバイザリーサービスを提供するプロフェッショナルファームのグローバルネットワークです。世界**155**ヶ国のメンバーファームに約**162,000**名の人員を擁し、サービスを提供しています。

KPMGインドは、KPMGインターナショナルのメンバーファームとして、**1993年9月**に設立されました。ムンバイを本店とし、現在はデリー、ノイダ、バンガロール、チェンナイ、ハイデラバード、コルカタ、プネ、チャンディガル、コチ、及びアーメダバードの全国都市の事務所をかかえ、産業特有のニーズ・専門性に対応した、国際的で質の高いサービスを迅速に提供することに努めています。

目次

1 社会、政治及び経済概況

1-1	社会.....	1
1-2	政治.....	1
1-3	経済.....	2

2 事業拠点の構築

2-1	外国投資規制(現地資本の参加要請).....	4
2-2	会社設立及び支店の登録.....	5
2-3	パートナーシップ及び個人事業の登録.....	7
2-4	駐在員事務所の登録.....	8
2-5	労働関係.....	8

3 法人税

3-1	法人税制の特色.....	10
3-2	適用範囲.....	10
3-3	税率.....	10
3-4	課税年度と基準年度.....	11
3-5	申告・納税手続き.....	11
3-6	納税者の区分(居住法人・非居住法人).....	11
3-7	課税所得の計算.....	12
3-8	連結納税制度(損益通算制度).....	14
3-9	源泉税.....	14
3-10	外国税額控除.....	14
3-11	インセンティブ.....	14

3-12	持株会社の税制	15
3-13	移転価格税制	15
3-14	過小資本税制	16
3-15	間接税	16
3-16	PE (Permanent Establishment、恒久的施設)	18
3-17	ロイヤルティ	19
3-18	税務調査	19
4	個人所得税	
4-1	納税者の区分(居住者・非居住者)	20
4-2	申告・納税事務手続き	21
4-3	税率	21
4-4	課税対象	22
4-5	所得控除	22
4-6	税所得の計算	22
4-7	短期滞在者の課税	22
5	会計と監査	
5-1	インドの会計原則	23
5-2	帳簿組織・会計帳簿の保存	23
5-3	主な会計基準及び日本基準との主な相違点	23
5-4	会社法監査及び税務監査	27
5-5	年次報告書	28
	インドでの連絡先	29
	日本での連絡先	33

1 社会、政治及び経済概況

1-1 社会

● 人口

インド全土で現在12億人(2013年)を超える人口を有しており、世界では中国に次いで2番目です。

● 言語

憲法で公的に認められている言語は、22言語あります。その中でもヒンディー語が連邦公用語として最も広く使われていますが、それでも人口の4割しかカバーしていません。したがって、英語が準公用語として広く一般的に利用されています。

● 宗教

ヒンドゥー教を信じる国民が一番多く、次いでイスラム教となっています。

● 教育

インドの識字率は75%で、大学まで進学する率は15%程度です。世界的に評価の高いインド工科大学のような学校がある一方で、政府は初等教育を国民全てに受けさせるために、財政支援を継続的に行っています。

● 通貨

インドでは変動相場制が導入されており、インドルピーが利用されます。1ルピー＝100パイサとなります。1ルピーは約1.9円です(2014年12月31日現在)。

1-2 政治

● 歴史

インドは古代文明の発祥の地であり、昔から交易上重要な場所でもありました。1947年に独立するまでは英国の植民地でした。ここ4半世紀ほどは急速な経済成長により南アジア地域のみならず、世界においても政治、経済、軍事などの面で重要な地位を占めるに至っています。

● 政治制度

世界最大の民主主義国家です。連邦制度を採っており、各州が独自の立法政府を持っています。選挙は5年に1度行われます。政党数は、全国党として登録されている

8つの政党のほかにも多数の州レベルの政党が存在します。2014年に行われた総選挙の結果、インド人民党(BJP)率いる国民民主同盟(NDA)が大勝利、国民会議派率いる統一進歩同盟(UPA)から10年ぶりの政権交代が行われました。BJPは現在単独で下院の過半数を有しています。

● 法律制度

インドの法制度は、かなり公正にできています。しかし訴訟の解決には時間がかかり、10年単位の時間がかかる場合もあります。

1-3 経済

● 産業構造

2014年度(2015年3月期)の経済成長率は7.2%と2013年度(2014年3月期)の6.9%に続き約7%の成長をしています。過去は2011年度(2011年3月期)まで2000年から継続して平均7%強の成長率を達成していました。経済成長はITセクターを中心とするサービス業により牽引されてきましたが、現在は外国直接投資による製造業への投資割合も増加し、政府によるインフラプロジェクトの促進とかねて、新政権のもとでの今後のさらなる成長が期待されています。

● 政府政策

1991年の経済危機以降、それまでの閉鎖的・自給自足の経済政策を転換し、規制緩和を進めてきました。その結果、高い経済成長率を実現するようになり、現在では、主要なセクターではほとんど外資による参入が可能となっています。

● 為替管理

為替を管理する法律として1999年外国為替管理法が、インドにおける外国為替取引を規制しています。外国為替取引を当座勘定取引と資本勘定取引に分け、それぞれ別の規制を設けています。当座勘定取引とは資本勘定取引以外の取引を全て指し、一部の規制取引を除き、原則として自由に取引が行えます。当座勘定取引には外国貿易やサービス取引、短期借入などによる資金の授受、利息の支払い、投資収益の受取、生活費の送金、外国旅行や海外研修費用などが含まれます。一部の規制取引には、以下の3種類があります。

- ・ 禁止取引
- ・ 規制官庁の許可に基づいてのみ行える取引
- ・ インド準備銀行の事前許可が必要な取引

禁止取引には、次の取引が含まれます。

- ・ ネパールまたはブータンとの取引
- ・ インド国内企業が海外でJVや100%子会社を有している場合、それらの会社に対するコミッション料の支払い
- ・ コールバック・サービスによる電話料の支払い
- ・ 宝くじや賭け事のための支払い
- ・ 競艇、競馬などによる賞金の受領
- ・ 宝くじ賞金の受領

規制官庁の許可に基づいてのみ行える取引には、次の取引が含まれます。

- ・ 海運会社から海外の代理店への送金
- ・ 送受信機のリース料の送金
- ・ 海外の会社からの健康保険金の支払い

インド準備銀行の事前許可が必要な取引には、次の取引が含まれます。

- ・ 海外旅行のために1万米ドル以上の外貨を引き出す(ただし、ネパール及びブータンへの旅行の際は一切の外貨の引き出しはできない)
- ・ 5千米ドルを超える贈り物、1万米ドルを超える寄付
- ・ 海外への就職のための10万米ドル以上の外貨の持ち出し
- ・ 海外への移住のための10万米ドル以上の外貨の持ち出し
- ・ 10万米ドルを超える海外に住む親族を養うための送金(ただし、インドに住む外国人については給料の手取額の範囲内であれば10万米ドルを超えることができます)

● 金融政策・金融市場

金融市場は、インドの中央銀行に当たるRBI(Reserve Bank of India、インド準備銀行、以下「RBI」)が監督します。インド準備銀行法によると、指定銀行には商業銀行、公的銀行、民間銀行、外国銀行、相互銀行及び地方銀行が含まれ、これらが銀行業務に従事できます。

インドには23の証券取引所が存在しますが、ボンベイ証券取引所とナショナル証券取引所が取引の大部分を占めています。当該2つの証券取引所への上場企業数は7千近くあり、これら上場企業を監督しているのがSEBI(Security Exchange Board of India、インド証券取引委員会)です。

2 事業拠点の構築

2-1 外国投資規制(現地資本の参加要請)

外国投資規制は2つに分けられます。すなわち、外国投資自体を禁じる規制と、一定の比率までしか外国投資を自動認可せず、それ以上の外国投資をするにはFIPB (Foreign Investment Promotion Board、外国投資促進委員会、以下「FIPB」)の事前承認を要するという規制です。

外国投資自体が禁じられている業種として、次の業種が挙げられます。

- ・ 賭博
- ・ 宝くじ
- ・ 不動産事業または農場の建設
- ・ ニディカンパニー(相互互助金融会社として会社法に定められている会社のこと)
- ・ チットファンド(ある一定人数の個人が契約を結び、その契約に従って一定金額をあらかじめ定められた期間にわたって分割して出資し、集まった資金を抽選やオークション入札などにより賞金として分割するファンドのこと。チットファンド法に規定されている)
- ・ 移転可能開発権利の売買
- ・ タバコ、葉巻またはその代用品の製造
- ・ 民間企業の投資が認可されない産業(原子力や鉄道輸送など)

一定の比率までしか外国投資を自動認可していない主な業種としては、以下が挙げられます。

- ・ 保険業(保険規制開発当局からのライセンスを取得することなどの条件のもと2014年度の改正で49%まで自動認可)
- ・ 通信(個別認可ベースにて最大74%まで認可)
- ・ 銀行(インド準備銀行のガイドラインに従えば74%まで自動認可)
- ・ 小売業(単一ブランド、複数ブランドともに要件あり)

その他にも外資規制のある産業がありますが、詳しくはインド商工省産業政策促進局のホームページwww.dipp.nic.in をご参照ください。

2-2 会社設立及び支店の登録

● 会社の設立手続き

インドにおいて会社を設立するためには、まずROC (Registry of Company、会社登記局、以下「ROC」) に対して会社名の申請をしなければなりません。その際にForm INC1と呼ばれる商号承認に関する申請書や、会社設立を決議した取締役会議事録などを提出しなければなりません。また、Form INC1とあわせて、既に同じ称号の会社がインドに存在する場合(グループ会社など)、別途追加で該当会社より同じ称号を使用した新規会社の設立に関する取締役会での許可を証明する書類として議事録のコピーを入手する必要があります。会社名が認可されると、次は会社登録の申請をROCに対して行います。ここでは、Form INC7やForm INC22、Form DIR12と呼ばれる各種申請書に加えて、新会社の基本定款及び附属定款も提出します。会社登録費用も支払わなければならない、これは授權資本金額によって異なります。

一定の外資規制を超えて外資による会社を設立する場合には、上記の設立手続きの前にIPBへの申請書類の提出も必要となります。申請書類には、インドでの業務計画や、今までのビジネス経験、過去の財務数値などを詳細に記載することになります。

会社設立許可を受け、銀行口座を開設し、株主より資本金の受領後30日以内に、RBIに対して資本金の送金額を事後報告する必要があります。また資本金受領後には会社法において6ヶ月以内に株券の発行をする必要があり、終了後30日以内に同じくRBIへその旨を報告する必要があります。

● 支店の登録手続き

インドにおいて外国法人として取り扱われる支店を開設するためには、まずRBIに対して開設申請書を提出しなければなりません。RBIからの承認後、ROCに対して設立登記を行います。支店は製造ができないこと及び借入ができないことを除き、ほぼ会社と同様の業務を行えます。ただし、法人税率が現地法人形態と比較して高くなっています。

● プロジェクト事務所の登録手続き

プロジェクト事務所を開設するためには、まずRBIに対して申請書を提出しなければなりません。RBIからの承認後、ROCに対して設立登記を行います。プロジェクト事務所とはある特定のプロジェクトを推進するために開設するもので、当該プロジェクト以外を行うことはできず、プロジェクト終了後に閉鎖される一時的な拠点であり、外国会社としてみなされます。ただし、支店同様に法人税率が現地法人形態と比較して高くなっています。

● 事業年度

2014年4月1日から新会社法が施行され、全ての会社が3月末を事業年度として定める必要があります。過去、旧会社法において3月末以外を会計年度として設定している既存会社の場合、3月末に統一するため2年間の猶予期間が設けられています。つまり、2016年3月末には3月末決算へ変更する必要があります。なお、税務年度は以前より所得税法上にて3月末と定められています。

● 秘書役の職務内容

会社の資本金が5千万ルピー以上の場合、常勤の秘書役を会社内に設置しなければなりません。会社秘書役とは対外的な文書へのサインや認証を行い、会社のコンプライアンスに責任をもつ役職です。また、5千万ルピー未満であっても通常の会社の場合、毎期発行する取締役会レポートにおいて、秘書役の署名が要求されます。

● 利益の送金

会社法により定められている配当制限額内にて決定された配当を通じて自由に送金することができます。ただし、配当をする会社は配当額の16.22%（基本税15%に追加税5%及び教育目的税3%が課される）の配当税を支払わなければなりません。

● 清算・閉鎖

会社

会社を自主的に清算する場合には、いくつかの方法があるものの概ね以下の手続きを行うことになります。

- ・ 取締役会を開催し、清算決議を行う（別途直近の決算書、資産・負債の明細書及び監査報告書のコピーの添付が必要）。
- ・ 会社清算人を指名。
- ・ 臨時株主総会を開催。
- ・ 会社清算を決議した株主総会議事録をForm23と共にROCに提出し、手数料を支払う。
- ・ 株主総会議事録を公報及び新聞に掲載。
- ・ 税務当局に法人税申告書を提出。別途税務当局より不異議証明書を入手。
- ・ 関係当局へ会社清算の旨を通知し、裁判所の許可を得てから余剰資金を送金。

なお、会社清算の手続きは新会社法適用後には新たに設立される機関、会社法審判所に権限が委任される予定であるものの、**2015年5月31日**現在当該機関は未設立のため引き続き旧会社法での清算手続きが適用されている状態です。

支店

支店を閉鎖するには、概ね以下の手続きを行うことになります。

- 全資産を売却し、負債の完済を実施（その過程で当然契約は全て解約し、従業員の解雇も行う）。
- 支店閉鎖日の決定。
- 会計監査を受け、税務申告を実施。税務当局から不異議証明を入手。
- 支店閉鎖後の余剰資金を送金するための申請をRBIへ実施。
- 余剰資金を本店に送金し、銀行口座を閉鎖。
- ROCへForm52、監査済み財務諸表及び本店の財務諸表を提出。

プロジェクト事務所

プロジェクト事務所を閉鎖するには、概ね以下の手続きを行うことになります。

- 閉鎖日を決定し、閉鎖日時点での決算書に付き会計監査を実施。
- 従業員との契約を終了し、全ての法的債務を清算。
- 税務申告を行い、税務当局から不異議証明を入手。
- Form52及び監査済み財務諸表をROCに提出。
- プロジェクト事務所が業務を行うに当たり登録した関係当局に事務所閉鎖の認可を申請。

2-3 パートナiership及び個人事業の登録

● 定義

外国人によるパートナーシップ及び個人事業は認められていませんが、100%自動承認ルートが認められているセクターにおけるLLP (Limited Liability Partnership、有限責任パートナーシップ) 形態での外国直接投資は可能です。ただし、RBIへの事前届出、承認が必要となります。

2-4 駐在員事務所の登録

● 定義

駐在員事務所とは、主にインドでのビジネス環境や投資環境を理解することを目的として設置され、営業活動や売買活動を直接的・間接的に行うことを禁止されている事務所をいいます。

● 活動の制限

駐在員事務所は、一般的に海外の本店とインドの現在及び潜在的な顧客との間の連絡拠点としてインド市場の情報を集め、本店の製品やサービスを宣伝する役割のみを担います。したがって、業務内容は以下に限定されます。

- ・ 本社あるいはグループ企業のインドでの代表
- ・ 輸出入の促進
- ・ 技術や財務上の提携関係の促進
- ・ 在インド企業と本社あるいはグループ企業との技術・資本提携の推進
- ・ 本社とインド企業とのコミュニケーションのチャンネル

● 登録手続き

駐在員事務所を開設するためには、RBIに対して申請書を提出しなければなりません。RBIからの承認後、ROCに対して設立の申請書を提出します。通常RBIからの許可は3年間となりますので、3年後に再び延長申請を行うことになります。

2-5 労働関係

● 労働市場

インド経済をこれまで牽引してきたのはIT産業やビジネスプロセスのアウトソース事業であり、これらを牽引してきた多くのソフトウェア技術者などは米国などでの海外教育を受けて帰国したケースが多く、インドは優秀な人材の宝庫となっています。また、インドには語学が達者な人材が多く、英語はもちろんのこと、それ以外の言語を駆使して仕事をこなす人材も増えており、今後は日本向けサービスを日本語で提供する人材も増えるものと思われます。

最近では外資系企業のインド進出が著しく、製造業に従事する優秀な人材も増えており、製造業におけるスキルの向上も徐々に進んでいます。

● 労働法規及び条件

労働者補償法、賃金支払法、産業紛争法、均等報酬法、出産恩恵法、児童労働規制法、労働組合法、賞与支払法などの法令が存在します。最低賃金や最低賞与額、有給休暇や出産休暇の日数、退職金などが、これらの法令で定められています。

● 労使関係

インドの労働組合には多様な形態が存在しますが、企業別または産業別のものが多くなっています。労働組合は1926年に制定された労働組合法に則って組織され、インド独立後は政党と密接に結びついて活発な活動を行ってきたことから、従来より労働争議の件数は多かったといえます。ストライキやロックアウトの件数は近年徐々に減少してきてはいますが、特に製造業においては引き続き留意が必要です。

● 外国人の労働、就業許認可

インドに入国を予定している外国人は、必ずインド大使館でビザを取得しなければなりません。

観光目的でインドに入国する場合には、通常6ヶ月間有効な観光ビザが発行されます。また、日本を含む43ヶ国の国民を対象として、観光ビザの電子発給制度が導入されました。

インドでビジネスを行うには、ビジネスビザを取得しなければなりません。しかし、ビジネスビザではインドで被雇用者になることはできません。インドにおいて被雇用者(いわゆる駐在)として働くには、雇用ビザを入手しなければなりません。この場合、インド会社における雇用契約書などが必要となります。

● 解雇

100人以上を雇用する会社は、従業員を解雇する際に州政府の事前承認を得なければなりません。

3 法人税

3-1 法人税制の特色

外資を誘致するため、近年徐々に法人税率を引き下げています。また、輸出を振興するため、輸出企業に対して様々なインセンティブが設けられています。

インドでは最低代替税が設けられており、会計上の利益に**18.5%**を乗じた金額が法人税額を上回る場合には、法人税に代えて最低代替税を支払わなければなりません。最低代替税がその期の通常の法人税額を超える場合、その超える部分の金額は翌年以降の法人税額から控除することが可能です。

最低代替税に関しては以下のような実効税率となります。なお、外国企業の支店やプロジェクト事務所が最低代替税の課税対象となるか否かについては様々な訴訟が提起されています。このため、日本企業でインドに支店やプロジェクト事務所を持っている会社については今後の訴訟の動向に十分注意する必要があります。

- ・課税所得が**1,000万INR未滿**：内国法人**19.055%**
- ・課税所得が**1,000万INR超から1億INRまで**：内国法人**20%**
- ・課税所得が**1億INR超**：内国法人**20.96%**

3-2 適用範囲

居住法人に対しては全世界所得が法人税の対象所得となり、非居住法人に対してはインド国内で獲得したあるいは発生した所得が対象所得となります。

3-3 税率

法人税率に関しては以下のような実効税率となります。

- ・課税所得が**1,000万INR以下**：内国法人**30.90%** (外国法人**41.20%**)
- ・課税所得が**1,000万INR超から1億INRまで**：内国法人**33.06%** (外国法人**42.02%**)
- ・課税所得が**1億INR超**：内国法人**34.61%** (外国法人**43.26%**)

会社の場合はそれぞれの課税所得に応じた内国法人の税率が、支店及びプロジェクト事務所に対してはそれぞれの課税所得に応じた外国法人の税率が適用されます。

3-4 課税年度と基準年度

税務の課税年度は所得税法上3月末と定められています。

3-5 申告・納税手続き

法人税申告書の提出及び納付は、9月末日までに行わなければなりません。ただし関連者取引のある企業に関しては2ヶ月申告期限が延長され、11月末日までに行わなければなりません。さらに、期中において年間の法人税額を見積り中間納付しなければなりません。スケジュールは、以下の通りとなります。

納付期限	納付税額
6月15日	年間見積税額の15%
9月15日	〃 45%
12月15日	〃 75%
3月15日	〃 100%

3-6 納税者の区分(居住法人・非居住法人)

会社法に基づき登録された会社、またはインド国内で支配されている会社(外国会社であるが、取締役会など会社機関がインド国内にある場合など)は、インドの居住法人として取り扱われます。それ以外でインドで活動している法人を、非居住法人として取り扱います。居住法人に対しては全世界所得が法人税の対象所得となり、非居住法人に対してはインド国内で獲得したあるいは発生した所得が対象所得となります。

3-7 課税所得の計算

決算書の税引前利益のうち事業所得に該当する金額をスタートとして課税所得を計算し、キャピタルゲイン・ロス は事業所得から除かれ、別途計算されます。これに加減算をしますが、加算項目としては会計上の減価償却費や引当金、申告書提出日まで未払いとなっている未払賞与などが含まれ、減算項目としては税務上の減価償却費や引当金を取り崩して実際に支払いが行われた項目などが含まれます。加減算後の金額に一定の要件を満たした寄付金を控除することで、課税所得が求められます。さらに、これから法人税が免除される所得を差し引くことで法人税が計算されます。これらの免除所得には、SEZ (Special Economic Zone、経済特区 (以下「SEZ」)) など特定の地域で発生した所得が含まれます。

● 国外源泉所得

インドでの課税の範囲は、インド国内企業か否かによって決定されます。したがって、インド国内で設立された企業であれば、その所得の源泉が国内であるか国外であるかに関わらず全て課税対象となります。したがって、国外源泉所得についても法人税の対象となります。

● 益金・損金

会計上の費用が損金として認められるには、以下の条件を満たさなければなりません。

- ・ 納税者が負担した費用であること
- ・ 資本的支出でないこと
- ・ 個人的支出でないこと
- ・ もっぱらビジネス目的の支出であること
- ・ その期の費用であること
- ・ 違法行為による支出でないこと
- ・ 所得税法において明確に損金不算入項目として列挙されている費用でないこと
- ・ その費用に係る証憑及び帳簿記録を残すこと

給料、支払利息、ロイヤルティ、技術サービス費用、コミッションやその他非居住者に対する費用については、該当する源泉税を源泉するか税務当局に支払わない限り、全額損金として認められません。インド国内居住者への支払いに関しては上記のほか、支払利息、専門家に対する報酬、技術サービス費用、コミッション、仲介手数料

及び建設業者に対する支払いで、同じく該当する源泉税を源泉するか税務当局に支払わない限り、損金として認められません。

● 欠損金及び減価償却費の繰越

税務上の欠損金は最大限8年間繰越することができ、将来の事業所得と相殺できます。しかし、投機取引から発生した損失は将来の投機取引から発生する所得としか相殺できません。損失が発生した年度に申告書を期限内に提出できなければ、当該損失は翌期以降に繰越することはできません。また、非上場会社の場合、株主構成が49%を超えて変化した場合、当該繰越欠損金は失効します。合併や会社分割が行われた場合も、合併会社・非合併会社、分割会社・非分割会社が所定の要件を満たさなければ繰越損失は失効します。

減価償却費計上前に課税所得が発生しなかった場合、当期に計上すべき減価償却費は翌期以降の課税所得から控除でき、控除できるまで永遠に繰越することができます。

● 配当金

受取配当金は全額非課税所得となります。一方、配当支払法人においては、支払う配当金に対し、支払配当税実効税率として16.22%が課せられ、配当決定額に対して課税され、配当する側が納税義務を負います。

● キャピタル・ゲイン、キャピタル・ロス

有価証券を売買した場合には通常の法人税率ではなく、以下の税率が適用されます。

	上場会社株式		非上場会社株式	
	インド 居住者	インド 非居住者	インド 居住者	インド 非居住者
短期	証券取引税 が課せられる 場 合 に は 15%。 そ の 他 の 場 合 には30%	証券取引税 が課せられる 場 合 に は 15%。 そ の 他 の 場 合 には40%	30%	40%
長期	20%	20%	20%	10%

3-8 連結納税制度(損益通算制度)

インドでは、連結納税制度は存在しません。

3-9 源泉税

給料、利息、ロイヤルティ、技術サービス費用、コミッション、その他の費用がインド国外に支払われる、あるいはインド国内で非居住者に支払われる場合、源泉税を徴収しなければなりません。さらに、上記費目に加えて利息、専門家に対する報酬、技術サービス費用、コミッション、仲介手数料及びその他の特定の費用(例えばサブコンへの支払いなど)がインド国内で居住者に支払われる場合も同様に源泉税を徴収しなければなりません。このような支払いを行うものは、支払い時または未払計上時のどちらか早い時期に所得税を源泉しなければなりません。所得税が源泉徴収された受取人は、当該税金を所得税額控除できます。税率は、所得の種類及び支払い先が居住者か非居住者かによって異なります。

3-10 外国税額控除

海外で法人税を支払った場合には、インド国内で外国税額控除できます。外国税額控除できる金額は、実際に外国で支払った法人税額、あるいは同様の所得をインド国内で得た場合に課せられるであろう法人税額のうちの、小さい方の金額までとなります。

3-11 インセンティブ

外貨獲得及び外資誘致のため、大きく分けて以下の3種類のインセンティブを設けています。

● SEZ等

外貨獲得を目的として、輸出を主な目的とする一定の会社に対して税務上のインセンティブを与えています。これには SEZ のほか、100%輸出志向型企业、電子ハードウェア技術パーク、ソフトウェア技術パークなどがあります。いずれも税務的には一部外国領土と同じ取り扱いを行い、輸出から生じた利益に対する一定期間の法人税免除や、関税や物品税などの各種間接税の免除などの恩典を受けることができます。

● 外国貿易方針

外貨獲得を目的としたインセンティブとして、外国貿易方針が挙げられます。これには Merchandise Exports from India Scheme、Duty Free Import Authorization、Duty Drawback、EPCG Schemeが含まれ、一定の基準をクリアした企業に対して関税や物品税などが免除されるスキームです。適用のための各種条件や対象業種、免除の権利を売買できるかなどの詳細が各スキームによって異なります。

3-12 持株会社の税制

持株会社の設立は可能ですが、特に持株会社に限った税制度はありません。

3-13 移転価格税制

インドでは2001年4月1日より包括的な移転価格税制が導入され、方法や書類整備、要求資料、ペナルティなど国際ルールに従った網羅的な制度となっています。当該制度において、関連当事者との海外取引については第三者価格によるべきことが明示されています。第三者価格とは、2つの独立した企業体が完全に独立して取引を行う際の取引価格と規定されています。第三者価格の決め方については、OECDガイドラインに従ってインド所得税法上次のように定められています。

- (a) 再販売価格基準法
- (b) 原価基準法
- (c) 利益分配法
- (d) 取引単位営業利益法
- (e) その他の方法

関連当事者と海外取引を行うものは全て、所定の情報及び書類を整備する必要があります。税務当局には、通知を出してから30日以内に必要な情報と書類を提出するよう要求する権限があります。

関連当事者と海外取引を行うものは毎税務年度ごと、勅許会計士から所定の証明書を入手する必要があります。この証明書では、(a) 所定の書類が整備されているか、(b) 帳簿上の海外取引額、(c) 整備された書類上の海外取引のあるべき第三者価格による取引額が記載されます。

また、2012年税制改正により、APA(Advance Pricing Agreement、事前確認制度)が導入されることになり多くの企業による申請が行われています。

APA導入初年度に申請されたうち、インド初のAPA成立案件として2014年3月に5件が成立、同年12月にはインドで初となるBilateral APAが日印間で成立しました。インド政府が外資導入に積極姿勢を示す中、納税者にとって受け入れ可能な判断がされることが十分に期待できるAPAは、検討価値のある制度であると考えられます。

移転価格税制に規定する法令に従わない場合は、厳しいペナルティを課されます。

3-14 過小資本税制

存在しません。

3-15 間接税

インドでは様々な間接税が存在し、しかも各州によって税率や仕組みが異なる場合があります。複雑な制度となっています。主な間接税としては、以下が挙げられます。

● CST(Central Sales Tax、中央販売税)

インドで動産を州を超えて売買した場合に、CSTが課税されます。受取CSTは支払州VATと相殺することが可能ですが、支払CSTは他の間接税と相殺することができず、結果として事業者のコストになってしまいます。州を越えて在庫移動を行う場合に他の州に倉庫などを保有し、CSTが課されないよう対応している企業もあります。

CSTの税率は、一定の条件を満たすことで、2%もしくは販売元の州VATの税率とのいずれか低い税率が適用されます。

－ 納税義務者

販売元が顧客より徴収し、税務当局に納めます。

● VAT(Value Added Tax、付加価値税)

同一州内での動産の販売に対して課税されます。州VATでは付加価値に対してのみ課税することとしているため、支払った州VATと顧客から受け取った州VATとを相殺して税務当局に納めることになります。また、受取CSTと支払州VATとを相殺して納付することができます。また、州によっては支払越境税と受取州VATを相殺することもできます。

税率は12.5-15%で、特定の製品については4-5%が適用されています。しかし、州VATは州毎に導入する税制ですので、各州によって自由に税率を決めることができ、幾つかの品目において州毎に税率が異なります。

- **納税義務者**

販売元が顧客より徴収し、税務当局に納めます。

- **Service Tax(サービス税)**

Service Taxは所定のサービスの提供に対して課税される国税です。当初は税率5%でしたが、現在実効税率は14%となっています。

支払Service Taxは、受取Service Tax及び受取Excise Taxと相殺して納付することも可能となっています。

- **納税義務者**

Service Taxは、サービス提供者がサービス受領者から徴収して税務当局に支払います。

- **Excise Tax(物品税)**

Excise Taxは製造業者の出庫時に課され、通常販売価格に上乗せして購入者から回収します。

基本の実効税率は現在12.5%ですが、免税措置等により個々の製品の税率が異なる場合があります。

製造業者は受取Excise Taxを支払Excise Tax、支払Service Taxと相殺し税務当局に納付します。また、受取Excise Taxは支払関税の一部とも相殺することができます。

物品税の課税対象となる金額は主に取引価額ですが、一部の、主に消費者向けの物品については小売価格やみなし評価額などが用いられる場合もあります。

- **Custom Duty(関税)**

Custom Duty は複数の項目で構成されており、標準的な実効税率は29.441%です。

また中央政府は、アンチダンピング及びセーフガード税を、ある特定の期間内にある特定の国またはサプライヤーからの特定の製品について課します。

関税は、輸入業者によって関税手続きが終了した時点で支払われます。関税の課税対象となる額は一般的に物品の取引価額となり、当該取引価額は国際取引に使われるいわゆる独立した第三者との間で利用される第三者価格を指します。関連当事者

間取引の場合は、取引当事者間の関係から物品価格に何らかの影響があるかどうか、税務当局が調査を行います。この結果何らかの影響があると認められる場合、関税当局の特別評価チームが第三者価格を決定するための評価を行います。

輸入した物品を所定の期間内に再輸出した場合、支払った関税の一定額を控除できる規定があります。

● Entry Tax (越境税)

Entry Taxはほとんどの州で導入されており、利用、消費または販売目的で物品が州に入境した場合に購入者側に課される州税です。税率は、州及び物品の種類によって異なります。支払Entry Taxは、受取州VATを相殺して納付することが可能となっています。

● Local Body Tax (物品入市税)

物品入市税は現在マハラシュトラ州内の一部の市レベルで課される税金で、物品が該当の市に、利用、消費または販売目的で入境した場合に課されます。税率は都市毎に異なります。今までOctroiという名前で徴収されていた市税に取って代わる位置づけとして2013年4月より新たに導入されています。

支払Local Body Taxは受取州VATと相殺できないため、事業者側の追加コストとして認識する必要があります。

● GST (Goods and Services Tax、物品サービス税)

上記のような複雑で多数の間接税を一本化するため、GSTの導入が長年検討されています。

GST導入により、複雑な間接税の仕組が簡素化され、一部の支払間接税が相殺されずコストとなっている状況が改善されます。また、CST節税のために各州に設置していた物流倉庫等を集約し、間接費の削減に繋がる可能性もあります。

2015-2016年度の予算案にて、2016年4月1日からのGST導入目標が公表されました。GST導入のためには、憲法の修正及びGST法の成立が必要となります。

3-16 PE (Permanent Establishment、恒久的施設)

外国法人がインドにPEを持っていれば、インドにて課税されます。日印租税条約では、以下のものがPEに該当するとされ、物理的施設のみならず一定期間の建設工事監督や代理人がいることがPEに該当することもあるので、注意が必要です。

- ・ 支店、事務所、工場、作業場等の事業を行う一定の場所

- ・ 建築工事現場または建設・据付・組立工事で6ヶ月超存続する場合
- ・ 建築工事等に関連して監督活動を6ヶ月超行う場合
- ・ 契約締結、在庫管理、注文取得活動を行う代理人(独立した代理人は除く)

3-17 ロイヤルティ

在印法人が日本法人に対してロイヤルティ等を支払う場合、在印法人は支払時に源泉税の納付が必要です。日印租税条約において、PEがない場合のロイヤルティ等にかかる源泉税は10%の軽減税率が規定されているため、その軽減税率を享受するためにはインドが別途税法上規定する一定要件(対価を受け取る外国企業がインドの税務番号を取得すること、及びその外国企業が同国で居住証明を税務当局から入手してインド支払側の法人へ渡すこと)を満たすことが必要となります。

3-18 税務調査

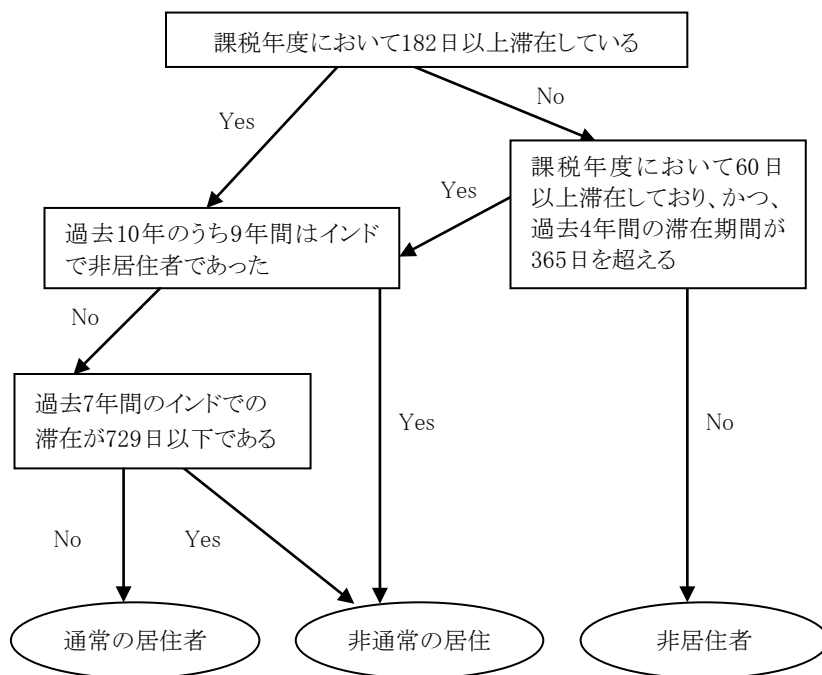
インドでは申告納税制度を採用しており、納税者が自ら税務申告書を作成し、納税します。税務当局が定期的に税務調査を行い、どういった会社が税務調査の対象となるかは税務当局によって明らかにされています。税務当局は概して、申告書を対象に簡易調査のみを税務申告書の提出年度中に行います。しかし、税務当局は簡易調査に加えて一定の基準値を超える会社に対して詳細な税務調査も行う場合があります。インド政府の慢性的な財政赤字が続いていることもあり、税務当局は非常にアグレッシブな形で税務調査を進めています。

税務調査の結果によるペナルティは非常に重く、追徴税額の100%から300%とされています。

4 個人所得税

4-1 納税者の区分(居住者・非居住者)

インドでは居住者と非居住者として個人所得税の取り扱いが異なり、さらに居住者でも通常の居住者と非通常の居住者として個人所得税の課税対象範囲が異なります。これらの納税者区分は次の表によって判定します。



4-2 申告・納税事務手続き

年に3回中間納付を行い、7月31日に確定申告書を提出し、納税します。中間納付のスケジュールは下記の通りです。なお、中間納付において納付する金額は、前回までの中間納付において納付した金額を控除した金額となります。

納付期限	納付税額
9月15日	年間見積税額の30%
12月15日	〃 60%
3月15日	〃 100%

4-3 税率

累進課税による税率が適用され、税率は下記の表の通りとなります。

所得金額の範囲	税率
20万ルピーまで	免税(注1)
20万ルピー超50万ルピーまで	10%
50万ルピー超100万ルピーまで	20%
100万ルピー超1,000万ルピーまで	30%
1,000万ルピー超	33%

(注1) ただし、非課税上限額については、60歳以上80歳未満の高齢者は25万ルピー、80歳以上の超高齢者は50万ルピーとなります。

4-4 課税対象

非居住者については、インド国内で受け取ったあるいは発生した所得が課税対象となります。非通常の居住者についても同様、インドに関わっている活動から発生している所得でインド国外で発生し受け取る所得も課税対象となります。通常の居住者については全世界所得に課税されますので、日本で受け取っている不動産賃貸収入なども課税対象となります。また、通常の居住者の場合は、個人が所有する海外資産の情報（銀行口座残高や不動産など）についても申告書上別途開示が必要になりました。

4-5 所得控除

生命保険料、年金、一定の株式や社債などへの出資については15万ルピーまで所得控除できます。また、特定の基金や機関に対する寄付金を一定の範囲内で所得控除できます。さらに、最大限1万5千ルピーまで医療保険料を所得控除できます。

4-6 税所得の計算

所得税は、次の計算式により計算されます。

$$(\text{総収入} - \text{非課税所得} - \text{必要経費} - \text{所得控除}) \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

4-7 短期滞在者の課税

インドでの滞在が183日以下である場合、日本とインドの租税条約により短期滞在者の免税措置を受けることができます。そのためには次の条件を満たさなければなりません。

- ・ 給料が雇用者のインド国内の恒久的施設から支払われないこと
- ・ 給料がインド国内の企業から支払われないこと

5 会計と監査

5-1 インドの会計原則

インドでは帳簿を発生主義で記録し、複式簿記を採用しなければなりません。また、財務諸表において会社の財政状態を真実かつ公正に表示しなければなりません。

5-2 帳簿組織・会計帳簿の保存

インドの会社法において、全ての会社は以下の事項について適正な帳簿を保存するよう規定されています。

- (a) 全ての収入及び支出額とその理由
- (b) 製商品の販売及び購入
- (c) 資産及び負債
- (d) 製造業や加工業、採掘業などに従事する会社について、原材料や労働力、その他のコストの製造原価明細書

帳簿は直近の8年分について、証憑とともに保存しておく必要があります。また貸借対照表及び損益計算書は、インド勅許会計士協会が公表している会計基準に従って作成しなければなりません。

5-3 主な会計基準及び日本基準との主な相違点

● 会計基準一覧表

インドの会計処理は、次の基準に則って行わなければなりません。

- (a) 2013年会社法(一部規定については引き続き1956年会社法が現在まだ適用されています)
- (b) インド勅許会計士協会が公表している会計基準(現在31の会計基準が公表されています)
- (c) インド勅許会計士協会が公表している会計基準解釈
- (d) さらに上場会社の場合は上記法令及び基準に加えて、上場規定に則った開示が必要とされます。

2014年7月現在インド勅許会計士協会から公表されている会計基準は、以下の表の通りです。

会計基準番号	表題
会計基準1	会計方針の開示
会計基準2	棚卸資産の評価
会計基準3	キャッシュフロー計算書
会計基準4	偶発事象と後発事象
会計基準5	当期純損益、前期損益修正及び会計方針の変更
会計基準6	減価償却計算
会計基準7	建設工事契約の会計
会計基準8(廃止済)	研究開発費の会計
会計基準9	収益の認識
会計基準10	固定資産会計
会計基準11	外貨換算による影響に関する会計
会計基準12	政府からの補助金に関する会計
会計基準13	投資の会計
会計基準14	合併会計
会計基準15	退職給付会計

会計基準番号	表題
会計基準16	借入コスト
会計基準17	セグメント情報
会計基準18	関連当事者の開示
会計基準19	リース取引
会計基準20	一株当たり利益
会計基準21	連結財務諸表
会計基準22	税効果会計
会計基準23	連結財務諸表における関連会社投資の会計
会計基準24	中止事業
会計基準25	中間財務報告
会計基準26	無形資産
会計基準27	ジョイントベンチャー持分の財務報告
会計基準28	資産の減損
会計基準29	引当金、偶発債務及び偶発資産
会計基準30	金融商品：認識と測定
会計基準31	金融商品：表示
会計基準32	金融商品：開示

● 財務諸表の表示

上場会社の場合には上場規則に従いますが、非上場会社の場合は会社法にて定められた方法により、財務諸表を作成します。

● 日本基準との主な相違点

No	分野	日本会計基準	インド会計基準
1	のれんの償却	企業結合によって生じたのれんは、原則として20年以内の効果の及ぶ期間に渡り定額法で償却する。 負ののれんは、生じた事業年度の利益として処理する。	企業結合によって生じたのれんは5年を超えない期間での償却が行われる。 負ののれんは、資本準備金として計上する。
2	退職給付 (数理計算上の 差異の処理方法)	平均残存勤務期間内の一定の年数に按分し損益処理、または、発生年度に損益処理する。	発生した事業年度に全額を損益処理する。
3	借入費用の 資産化	原則として借入費用の資産化は認められない。固定資産を自家建設する場合等、限定的な場合において資産化が認められている。	適格資産の取得、建設、製造が直接の発生原因となる借入金についての利子は、当該適格資産の取得価額に算入する。
4	研究開発費	発生時に費用処理する。	研究費は発生時に費用処理する。開発費は、一定の要件を満たす場合には無形資産として資産計上する。
5	固定資産の 再評価	固定資産の再評価は認められていない。	有形固定資産について再評価が認められている。無形資産についての再評価は認められていない。

No	分野	日本会計基準	インド会計基準
6	減損会計	減損の兆候がある資産(資産グループ)について、割引前将来キャッシュフローが帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識する。 減損損失の戻入は認められていない。	減損の兆候があると判断された場合には、直ちに回収可能価額を算定し減損損失を認識する。 一定の要件を満たす場合には、減損損失の戻入をする。
7	リース会計	ファイナンス・リース取引に該当するか否かの判断基準として、具体的な数値基準が定められている。	ファイナンス・リース取引に該当するか否かの判断基準として、数値基準は定められていない。
8	たな卸し資産の評価	洗替法と切放法の選択適用が認められる。	洗替法のみ認められる。
9	工事契約に関する収益認識	工事進行基準(一定の基準を満たす場合)と工事完成基準が認められている。	工事進行基準のみ。
10	財務諸表の修正	会計方針・表示方法・会計上の見積りの変更が行われた場合、過去の誤謬の訂正が行われた場合には、遡及修正を行う。	原則遡及修正は行わないが、新会社法において取締役は過去3年までさかのぼり不正や誤謬の修正をすることが可能となった。

5-4 会社法監査及び税務監査

インドでは進出形態や事業規模に関係なく、全ての拠点が勅許会計士の会社法監査を受けなければなりません。したがって、駐在員事務所や支店、中小事業者なども会社法監査を受けなければなりません。また、年間の売上高が10百万ルピーを超える場合には、会社法監査に加え所得税法に規定される税務監査を受ける必要があります。通常は会社法監査人が税務監査も対応するケースが一般的です。

5-5 年次報告書

(以下の内容は、非上場会社を前提としています。インド株式市場に上場している会社の場合には、以下の内容に加え、インド証券取引委員会等が定める開示ルールを遵守する必要があります。)

● 財務諸表の構成

インドにおける財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、注記表から構成されます。

● 定時株主総会への報告

年次報告書(Annual Return)は、期末日から6ヶ月以内に開催される定時株主総会に報告します。

● 年次Filing

定時株主総会開催後30日以内に、会社登記局(ROC)に対して年次報告書(Annual Return)を提出しなければなりません。年次報告書には、会社の基本事項が記載されます(登録番号、資本構成、社債の内訳、取締役の詳細、株式の異動状況、株主構成など)。

インドでの連絡先

Delhi

Building No. 10, 8th Floor, Tower B,
DLF Cyber City,
Phase II Gurgaon
Haryana - 122 002
Tel +91 124 3074 300
Fax +91 124 2549 101

担当者	電話番号	Eメール
ディレクター 乾 太輔	+91-997-149-3451	taisukeinui@kpmg.com
アソシエイト・ ディレクター 宮下 準二	+91-971-789-3133	junjim@kpmg.com
マネジャー 山崎 恵美	+91-704-266-1994	emiy@kpmg.com

Mumbai

Lodha Excelus
Apollo Mills Compound, NM Joshi Marg,
Mahalaxmi,
Mumbai - 400 011
Tel +91 22 3989 6000
Fax +91 22 3090 2210

担当者	電話番号	Eメール
マネジャー 空谷 泰典	+91-887-930-1655	soratani@kpmg.com

Chennai

KPMG House

No. 10, Mahatma Gandhi Road,

Nungambakkam,

Chennai - 600 034

Tel +91 44 3914 5000

Fax +91 44 3914 5999

担当者	電話番号	Eメール
マネジャー 加藤 正一	+91-967-710-0882	masakazu@kpmg.com

Bangalore

Maruthi Info-Tech Centre,

11-12/1, Inner Ring Road

Koramangala, Bangalore - 560 071

Tel +91 80 3980 6000

Fax +91 80 3980 6999

担当者	電話番号	Eメール
マネジャー 金原 和美	+91-702-221-7082	kazumi@kpmg.com

Ahmedabad

Commerce House V, 9th Floor 902 & 903

Near Vodafone House, Corporate Road, Prahaladnagar

Ahmedabad 380 051

Gujarat

Tel +91 79 4040 2200

Fax +91 79 4040 2244

担当者	電話番号	Eメール
マネジャー 金原 和美	+91-702-221-7082	kazumi@kpmg.com

Chandigarh

SCO 22/ 23, First Floor,
Sector 8-C, Madhya Marg,
Chandigarh - 160009
Tel +91 172 3935 781

Hyderabad

8-2-618/2,
Reliance Humsafar, 4th Floor,
Road No.11, Banjara Hills,
Hyderabad - 500 034
Tel +91 40 3046 5000
Fax +91 40 3046 5299

Kochi

3rd Floor, Syama Business Center,
NH Bypass Road, Vytilla, Kochi
Kerala – 682 019
Tel +91 0484 302 7000
Fax +91 0484 302 7001

Kolkata

Unit No. 603 – 604, 6th Floor, Tower – 1,
Godrej Waterside, Sector - V, Salt Lake,
Kolkata - 700 091
Tel +91 33 4403 4000
Fax +91 33 4403 4199

Noida

6th Floor, Tower A, Advant Navis Business Park

Plot No.07, Sector 142, Noida Express Way

District Gautam Budh, Nager

Noida – 201 305

Tel +91 0120 386 8000

Fax +91 0120 386 8999

Pune

703 Godrej Castlemaine, Next to Ruby Hall Clinic,

Bund Garden Road,

Pune - 411 001

Tel +91 20 3050 4000

Fax +91 20 3050 4100

日本での連絡先

東京事務所

AZSA Center Building, 1-2, Tsukudo-cho, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8551

(〒162-8551 東京都新宿区津久戸町1-2 あずさセンタービル)

Tel +81-3-3266-7003

Fax +81-3-3266-7643

India@jp.kpmg.com

<Audit>

担当者	電話番号	Eメール
パートナー 三浦 洋	+81-3-3266-7003	hiroshi.miura@jp.kpmg.com
パートナー 笠間 智樹	+81-76-264-3667 (Ext.6723)	tomoki.kasama@jp.kpmg.com
シニアマネジャー 合田 潤	+81-3-3266-7233 (Ext.4568)	jun.goda@jp.kpmg.com
マネジャー 横山 大輔	+81-3-3266-7233 (Ext.3036)	daisuke.yokoyama@jp.kpmg.com

<Tax>

担当者	電話番号	Eメール
パートナー 石原 恵	+81-3-6229-8191	megumi.ishihara@jp.kpmg.com

<Advisory>

担当者	電話番号	Eメール
パートナー 田中 浩一郎	+81-3-3548-5165	koichiro.tanaka@jp.kpmg.com
ディレクター 福永 昌行	+81-3-3548-5386	masayuki.fukunaga@jp.kpmg.com
シニアマネジャー 齋藤 圭介	+81-80-8760-2291	keisuke.k.saito@jp.kpmg.com
シニアマネジャー 田村 暢大	+81-3-3548-5550 (Ext.6418)	nobuhiro.tamura@jp.kpmg.com
マネジャー 東 亘平	+81-3-3548-5550 (Ext.2731)	kohei.azuma@jp.kpmg.com

<Business Development>

担当者	電話番号	Eメール
パートナー 小宮 祐二	+81-3-3266-7233 (Ext.3076)	yuji.komiya@jp.kpmg.com
チームリーダー 杉山 圭	+81-3-3266-7233 (Ext.3548)	kei.sugiyama@jp.kpmg.com

大阪事務所

Ginsen Bingomachi Bldg, 3-6-5, Kawara-machi, Chuo-ku, Osaka 541-0048

(〒541-0048 大阪市中央区瓦町3-6-5 銀泉備後町ビル)

Tel +81-6-7731-1000

Fax +81-6-7731-1011

<Business Development>

担当者	電話番号	Eメール
チームリーダー 門田 直樹	+81-6-7731-5000 (Ext.3616)	naoki.kadota@jp.kpmg.com

名古屋事務所

Nagoya Lucent-tower, 6-1, Ushijima-cho, Nishi-ku, Nagoya 451-6031

(〒451-6031 愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー)

Tel +81-52-589-0500

Fax +81-52-589-0510

<Audit>

担当者	電話番号	Eメール
マネジャー 佐藤 哲也	+81-52-589-0540 (Ext.8125)	tetsuya.sato@jp.kpmg.com

KPMG values

We lead by example

We work together

We respect the individual

We seek the facts and provide insight

We are open and honest in our communication

We are committed to our communities

Above all, we act with integrity

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG, an Indian Registered Partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.